

各 位

会社名 本田技研工業株式会社 代表者名 取締役社長 八郷 隆弘 (コード番号 7267 東証第一部) 問合せ先 事業管理本部経理部長 森澤 治郎 (TEL. 03-3423-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月15日開催予定の当社第93回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社では従来から、基本理念に立脚し、株主・投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼を高めるとともに、 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかることで、「存在を期待される企業」となるため、経営の最重要課 題のひとつとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

今般、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、意思決定の更なる迅速化をはかるため、取締役で構成される「監査等委員会」を有し、取締役会から取締役への業務執行権限の委譲を拡大して監督と業務執行の分離を更に進めることのできる監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

(1) 「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役および監査役会を廃止し、監査等委員会を設置する旨を 定めるものであります。(変更案 第4条)
- ②監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります。(変更案 第20条第2項、第21条 第2項および第3項ならびに第27条)
- ③監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役を含めた取締役全体の員数を20名以内(うち監査等委員である取締役は7名以内)と定めるものであります。 (変更案 第19条)
- ④第5章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等 委員会」に関する規定に置き換えるものであります。(変更案 第30条および第31条)
- ⑤取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。(変更案 第28条)
- ⑥監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります。(現行定款第2 9条ないし第31条ならびに第34条および第35条)

- ⑦現行定款第35条を削除することに伴い附則を新設するものであります。(変更案の附則)
- ⑧監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります。
- (2) その他全般に関する変更

条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2017年6月15日(予定) 定款変更の効力発生日

2017年6月15日(予定)

以上

(下線は変更部分を示します。) 現行定款(2013年6月19日) 変更案 第1条~第3条 第1条~第3条 [条文省略] [現行どおり] (機関) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。 関を置く。 (1) 取締役会 (1) 取締役会 (2) 監査役 (2) 監査等委員会 (3)監査役会 [削除] (4) 会計監査人 (3)会計監査人 第5条~第18条 第5条~第18条 [条文省略] 「現行どおり] (取締役の員数) (取締役の員数) 第19条当会社の取締役は、15名以内とする。 第19条当会社の取締役は、20名以内とし、そのうち、 **監査等委員である取締役は、7名以内**とする。 (取締役の選任) (取締役の選任) 第20条取締役は、株主総会の決議によって選任する。選 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過 をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらない。 半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらな (,) [新設] 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である 取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。 (取締役の任期) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 第21条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する 定時株主総会の終結の時までとする。 [新設] 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補 [新設] 欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退

とする。

任した監査等委員である取締役の任期の満了する時まで

現行定款(2013年6月19日)

(役付取締役)

第22条取締役会は、その決議によって、取締役の中から、 取締役社長1名を選定し、又取締役会長1名並びに取締 役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定す ることができる。

(代表取締役)

第23条

取締役社長は、会社を代表する。

取締役会は、その決議によって、前項のほか、会社を代表する取締役を選定することができる。

第24条

[条文省略]

(取締役会招集の通知)

第25条取締役会招集の通知は、会日より3日前に、各取締役**及び各監査役**に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

第26条

[条文省略]

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議に よって定める。

[新設]

変更案

(役付取締役)

第22条取締役会は、その決議によって、取締役<u>(監査等</u> <u>委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を 選定し、又取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取 締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条

取締役社長は、会社を代表する。

取締役会は、その決議によって、前項のほか、**取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、**会社を代表する取締役を選定することができる。

第24条

[現行どおり]

(取締役会招集の通知)

第25条取締役会招集の通知は、会日より3日前に、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

第26条

[現行どおり]

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、**監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、**株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

	_
現行定款(2013年6月19日)	変更案
第 <u>28</u> 条 [条文省略]	第 <u>29</u> 条 [現行どおり]
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の員数) 第29条当会社の監査役は、7名以内とする。	[削除]
(監査役の選任) 第30条監査役は、株主総会の決議によって選任する。選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	[削除]
(監査役の任期) 第31条監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	[削除]
(<u>監査役会</u>) 第 <u>32</u> 条 <u>監査役会</u> に関しては、法令又は定款に定める場合のほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会規則</u> による。 <u>ただ</u> し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。	(監査等委員会) 第30条 監査等委員会に関しては、法令又は定款に定める場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会 規則による。
(<u>監査役会</u> 招集の通知) 第 <u>33</u> 条 <u>監査役会</u> 招集の通知は、会日より3日前に、各 <u>監査役</u> に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があると きは、これを短縮することができる。 <u>監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで これを開催することができる。	(監査等委員会招集の通知) 第31条監査等委員会招集の通知は、会日より3日前に、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

現行定款(2013年6月19日)	変更案
(監査役の報酬等)	
第34条監査役の報酬その他の職務執行の対価として当	[削除]
会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって	
定める。	
(監査役の責任免除等)	
第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に	[削除]
より、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の	
監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を	
法令の限度において免除することができる。	
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外	
監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責	
任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契	
約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限	
度額とする。	
第36条~第39条	第32条~第35条
	 [現行どおり]
[新設]	附則
	—— (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等
	 の経過措置)
	第1条 平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関
	する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の
	行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責
	任の免除及び社外監査役と締結済みの責任限定契約に
	ついては、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定
	款第 35 条の定めるところによる。